

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に対する日本損害保険協会の意見

該当箇所	意見および理由
第1章 総論	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 損害保険分野では、保険引受や保険金支払などの業務遂行を通じて保険契約者、被保険者、保険金受取人その他の関係当事者の多くの個人情報に接しており、個人情報保護法や同法ガイドラインにのっとり対応するとともに、保険業法や金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに沿って安全管理措置を講ずるなど、個人情報の取扱いの適切性の確保に努めており、健全かつ適切で公平な制度の基礎となっている。 ○ 昨今の個人情報を巡る技術的側面、社会的側面における急激な変化を背景にした個人情報保護法の見直し検討は時宜を得たものであり、中間整理で示された「共通の視点」には基本的に賛同できる。特に、「個人情報や個人に関連する情報を巡る技術革新の成果が、経済成長等と個人の権利利益の保護との両面で行き渡るような制度であることが必要」との視点により、バランスにご配慮いただくことは様々なステークホルダーにとって大切であり、とりわけ健全で公平な制度運営が求められる保険業においては重要と考える。 ○ 今回の制度見直しにあたっては、「共通の視点」に込められた趣旨を含めて、制度見直しの意義・内容が社会にしっかり理解されるよう適切な周知・情宣が行われるべきである。加えて、規律のあり方によっては事業者側においてシステム改修や運営ルール整備、グループ会社を含む組織内への周知等の対応が必要となる可能性もあることから、個人の権利利益の保護等が適正に図られるよう施行まで可能な限り十分な準備期間を設けることも重要である。なお、必要な準備期間は設けられる規律の内容や事業者の状況によって様々であるが、例えば新たな情報管理システムの導入が必要となる場合、事業者やベンダーにおける安定的な開発体制の確保等にも留意が必要であり、施行日の設定次第では各事業者が取り組んでいるシステム開発計画を大幅に変更せざるを得なくなることも考えられるため、事業者やベンダー等の意見を踏まえ、慎重にご検討いただきたい。

該当箇所		意見および理由
<p>第3章個別検討事項</p> <p>第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方</p>	<p>(4)利用停止等</p>	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本人による利用停止等の請求を事業者が適法に個人情報を取得・利用している場合にまで認める場合の事業者への影響にも配慮し、適切な業務運営が損なわれることのないよう、規律のあり方を慎重にご検討いただきたい。とりわけ保険事業においては公平で安定的な制度の維持が事業の前提であることから、これらに影響が生じないようご留意いただきたい。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 損害保険会社における保険金支払実務においては、保険契約者、被保険者、保険金受取人その他の関係当事者が多く存在する。これらの当事者が保険会社との間で個人情報を授受するケースが多くなるのは必然である。さらに、人損事故では受傷者の年齢、受傷の程度等に応じた対応が必要となる業務の特性上、顧客の個人情報をお預かりしてから保険金の支払が完了するまでに相当な長期の期間を要することもある。 ○ 損害保険会社は、法令等に基づき利用目的の達成に必要な範囲内において、顧客からお預かりした個人情報を保存期間を定めたくて保有し、業務を運営している。前述のとおり対応完了までに長期の期間を要することもある実態から、保険金支払における関係当事者から利用停止・削除の請求が過度に認められ、一当事者からの要請でデータを削除せざるを得ない場合、損害の調査等に必要な情報を網羅的に把握することが困難になり、円滑な保険金支払に支障を来し顧客利便を損なう懸念がある。 ○ 大規模な自然災害を例にあげると、損害保険会社は災害の発生から相当期間経過後に顧客から保険事故発生の申出を受けることが現実にあるが、過度に利用停止・削除が認められ、顧客の要請によってデータを削除した後に保険金請求を受けることとなった場合、当該契約の有無の確認が必要になるなど、保険金支払の可否判断等に時間を要し、円滑な保険金支払に支障を来すことになる。 ○ 損害保険会社は、社会的信頼の維持や保険業法の目的の前提である業務の健全かつ適切な運営の確保を図るため、多重保険金請求者対策やモラルリスク対策等の取組みを実施しているが、顧客の要請によってデータを削除した場合、悪質な不正請求者の認知が困難となる等の支障が生じることにより公平性が保たれず、顧客への適切な補償の提供が困難となる事態も想定される。

該当箇所	意見および理由
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人の権利の範囲を広げる視点が重要であることに違和感を直ちに抱くものではないが、法令等に基づいて適法に個人情報を取得・利用して業務を行っている事業者にも配慮した利用停止等の規律のあり方を慎重にご検討いただきたい。 ○ 仮に今後の審議において利用停止等に関する例外規定を検討する場合は、その該当性について事業者と顧客との間に争いの生じることのないよう今後の社会情勢や事業環境の変化にも対応しうる予見可能性の高い規定を設けることを検討すべきである。 ○ なお、現状の開示請求権にも例外規定が存在するが、事案ごとにその該当性を適切に判断するのは困難を伴い、適切な法令対応の観点で事業者によっては全件弁護士見解を得たうえで対応しているなどの実態もある。かかる事業者の状況も踏まえ、規制見直しの必要性を含めて慎重にご検討いただきたい。